

中部支部運営細則

第1章 総則

(目的)

この細則は、公益社団法人日本放射線技術学会(以下、本部)の定款および支部規約に基づき、中部支部(以下、支部)の事業ならびに運営を円滑に行うことを目的に定める。

第2章 支部事業および活動

第2条 次に掲げる刊行事業を行う。

1. 支部の機関誌として中部支部会誌(以下、支部会誌)を、年1回以上発行する。
2. 広報誌(以下、ビーム中部)を、年2回以上発行する。

第3条 次に掲げる学術集会などを開催する。

1. 支部研究発表会を年1回以上開催する。
2. 講演会、セミナー、フォーラムなどを企画し開催する。
3. 支部の運営などを会員に報告し、意見を聴取するための支部年会を年1回開催する。ただし、支部理事会が必要と判断した場合には、これとは別に臨時の支部年会を開催できる。

第4条 学術研究会(以下、研究会)を設置し、研究および調査ならびに交流事業を行う。なお、学術研究会の詳細については、別に定める。

第3章 支部役員および支部組織

(支部会員)

第5条 支部の会員は、正会員および名誉会員ならびに顧問、学生会員とする。

2. 学生会員の資格などについては、支部理事会の承認を得るものとする。

(支部役員)

第6条 支部に次の役員をおく。

1. 支部長 1名
2. 副支部長 2名
3. 支部監事 2名
4. 支部理事 12名(必要に応じて支部理事会による議決後、理事の追加もしくは削

除を行うことができる)

2. 支部役員の選出方法は、別に定める。(支部役員の担務など)

第7条 支部長は、支部の会務を総括し、支部を代表する。

2. 副支部長は、支部長を補佐し支部会務を遂行する。

3. 支部監事は、支部運営を監査し、本部監事と連動して民法第59条の職務を行う。また、署名および捺印をした監査記録を作成し、支部理事会に示した後、本部に提出する。

4. 支部理事は、支部執行会務を審議決定し、総会議決事項を執行する。

(支部役員の任期)

第8条 支部役員および委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、支部長の任期は、最長でも2期4年を限度とする。なお、支部開催委員会の委員長ならびに委員の任期は、別に定める。

(支部役員の解任)

第9条 支部役員が次の事項に該当する場合は、支部理事会で4分の3以上の賛成を得た上で解任することができる。

1. 心身の故障によって職務遂行に耐えない時。

2. 職務上の義務違反、その他支部役員としてふさわしくない行為があった時。

2. 支部長が前項に該当した場合、支部理事会が指名する副支部長が支部長の担務を代行する。

(役員補充選出)

第10条 支部長を除く支部役員に欠員が生じた時は、支部理事会で補充者の選出を行う。

2. 補充する役員は、欠員が生じた当該県より選任するものとし、支部長が委嘱する。

3. 補充された者の任期は前任者の残任期間とする。

(支部事務局など)

第11条 支部事務局は、支部長が指定すると

ころにおく。

(支部運営組織)

第12条 支部の事業計画や会務の企画や立案および実施の確認などを行うため、支部長、副支部長、支部監事、支部理事で構成する支部理事会を置く。

第13条 支部理事会の業務を分担し、補佐するために、次の委員会を置く。

1. 支部総務委員会
 2. 支部財務委員会
 3. 支部学術委員会
 4. 支部編集委員会
 5. 支部開催委員会
 6. 支部選挙管理委員会
 7. その他、支部理事会が必要と認めた委員会
- 2 委員会の構成および担務などについては、別に定める。

(支部事務局の運営)

第14条 支部の事務管理は、支部長が行う。

- 2 支部事務を円滑に処理するため、必要に応じて事務担当者を臨時的に雇用することができる。(以下、臨時雇用者)
- 3 臨時雇用者は、会務に係わる事項についての守秘義務を負うものとする。
- 4 事務局運営に係る事項に関し、支部長が必要と判断した時は支部理事会に諮り、その承認を得るものとする。

第4章 支部会費

第15条 支部会費は、年額2,000円とする。

- 2 名誉顧問、名誉会員および学生会員の支部会費は免除する。
- 3 支部会費の改定は、支部理事会の議を経て、支部年会ならびに本部理事会に報告する。

第5章 資産および財務会計

第16条 支部の財務および資産運営に関し、事業の効率的な運営と適正な財務執行のため財資の形成および運営を定め、綿密な事業予

算計画のもとに運用を図る。

- 2 支部の会計は、支部規約第16条に基づき、支部収支予算書および決算書を作成する。

第6章 旅費および雇用費

第17条 支部の会務に要した役員および委員ならびに会員についての旅費(宿泊費および交通費)については、本部旅費規定に準じて支給するものとする。

- 2 臨時雇用者の賃金は、年度予算の範囲内を原則とし、これを超えての費用を必要とする時は、その都度において支部理事会の承認を得るものとする。
- 3 臨時雇用者の賃金は、労働基準法および物価の諸状況を勘案し、理事会の承認を経た上で決定する。

第7章 支部運営細則の改訂

第18条 この細則は、支部理事会の議決により改訂することができる。

付 則

1. この細則は、平成10年4月1日より発効する。
2. この細則は、平成10年6月19日の持ち回り部会理事会の承認により改訂し、同日より発効する。
3. この細則は、平成11年8月28日の部会理事会の承認により改訂し、平成13年4月1日より発効する。ただし、役員数と役員選出に係る事項は平成13・14年度の役員選出より適用する。
4. この細則は、平成16年10月24日の部会理事会の承認により改訂し、平成17年4月1日より発効する。
5. この要項は、平成18年6月10日の部会理事会の承認により改訂し、同日より発効する。
6. この細則は、平成20年6月21日の部会理事会の承認により改訂し、同日より発効する。
7. この要項は、平成20年11月23日の部会理事会により改訂し、同日より発効する。

8. この要項は、平成24年11月3日の部会
理事会により改訂し、同日より発効する.
9. この要項は、平成27年4月1日の支部理
事会により改訂し、同日より発効する.

支部役員選出要項

第1条 この要項は、運営細則第6条第2項に基づき支部役員を選出方法を定める。

第2条 支部長は、正会員の中から3人の支部選挙管理委員（以下、委員）を選任し、支部理事会の承認を経て委嘱する。

第3条 選挙管理委員長（以下、委員長）は、委員の互選により選出する。

第4条 委員長は、支部理事会の同意を得て、委員会を召集する。

第5条 委員会は、次の手順により支部役員選挙を実施する。

1. 支部年会の開催日より60日前に選挙告示を行い、立候補を受け付ける。
2. 立候補の届出期間は、告示日より30日間とする。
3. 立候補がない場合は、支部理事会に候補者の推薦を要請する。
4. 委員長は、次に示す立候補届出に関する書類を整え、立候補者に交付する。
 - ・立候補届出書（様式：選管1）
 - ・同意書（様式：選管2）
 - ・履歴書（様式：選管3）
 - ・推薦連記署名書（様式：選管4）

ただし、支部理事会により推薦された者にあつては、支部理事会の推薦書。

5. 委員会は、立候補者の資格審査および届出書類の資格を、届出締切の30日以内に行う。
6. 委員会は、資格審査の結果および選挙の結果を投票当日の支部年会で報告する。
7. 立ち会い演説会を必要とする場合は、投票日当日の支部年会において行なうものとし、順序および持ち時間は委員会が決定する。
8. その他、選挙に関わる必要事項を処理する。

第6条 委員会は、次の事項について特に留意する。

1. 立候補者が重複立候補していないことを確認する。
2. 委員は、一切の選挙運動を行ってはならない。

3. 委員長は、立候補者の氏名および届出書類の審査結果、選挙方法などを、投票実施前に支部総務委員会に通知する。

第7条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

（支部長・支部監事の選出）

第8条 支部長の定数は1名、監事の定数は2名とする。ただし、監事については、原則として東海地域に1名、北陸地域に1名を定数配分する。

2. 支部長または支部監事に立候補しようとする者は、立候補届出書（様式：選管1）、履歴書（様式：選管3）を委員会に提出しなければならない。
3. 中部支部会員（以下、会員）の推薦により支部長または支部監事に立候補しようとする者は、本人の同意書（様式：選管2）および履歴書（様式：選管3）ならびに会員20名以上の推薦連記署名書（様式：選管4）を委員会に提出しなければならない。
4. 同一の者が複数の支部役員に立候補することはできない。
5. 各々の役職で定数を超えた立候補者がある場合は、支部年会において立ち会い演説会を行う。
6. 候補者が公示された以後に立候補を辞退することはできない。

（副支部長・理事の選出）

第9条 副支部長の定数は2名とし、原則として東海地域に1名、北陸地域に1名を定数配分する。

- 2 原則として、支部理事の定数は12名以下とし、支部を構成する各県単位に最低1名を定数配分し、庶務を担当する理事を数名と財務を担当する理事を数名選出する。なお必要に応じて支部理事会による議決後、理事の追加もしくは削除を行うことができる。
- 3 副支部長または支部理事に立候補しようとする者は、立候補届出書（様式：選管1）、履歴書（様式：選管3）を委員会に提出しなければならない。

- 4 会員の推薦により副支部長または支部理事に立候補しようとする者は、本人の同意書（様式：選管2）および履歴書（様式：選管3）ならびに会員6名以上の推薦連記署名書（様式：選管4）を委員会に提出しなければならない。
- 5 同一の者が複数の支部役員に立候補することはできない。
- 6 各々の役職で定数を超えた立候補者がある場合は、支部年会において立ち会い演説会を行う。
- 7 候補者が公示された以後に立候補を辞退することはできない。
（要項の改訂）

第10条 この要項は、支部理事会の議決により改訂できる。

付 則

1. この要項は、平成10年4月1日より発効する。
2. この要項は、平成10年6月19日の持ち回り部会理事会の承認により改訂し、同日より発効する。
3. この要項は、平成11年8月28日の部会理事会の承認により改訂し、平成13・14年度の役員選出より適用する。
4. この要項は、平成16年度・第2回部会理事会（平成16年10月24日）及びメールによる議決（平成16年11月3日締切）により改訂し、平成17・18年度の役員選出より適用する。
5. この要項は、平成18年6月10日の部会理事会の承認により改訂し、同日より発効する。
6. この要項は、平成20年11月23日の部会理事会により改訂し、同日より発効する。
7. この要項は、平成24年11月3日の部会理事会により改訂し、同日より発効する。
8. この要項は、平成27年4月1日の支部理事会により改訂し、同日より発効する。

支部年会実施要項

第1条 支部規約第3条および第4条ならびに支部運営細則第3条に基づき開催し、支部会務に関する報告と意見聴取を行う。

第2条 支部年会は、支部会員をもって構成する。

2 支部長は、事業年度内に1回以上の支部年会を開催しなければならない。

3 支部理事会が必要と認めた場合、支部長は支部年会を開催しなければならない。

第3条 支部年会の開催は、支部総務委員会の担務とする。

2 支部年会の司会者は、支部長が指名する。

第4条 支部年会では、次の事項を総会議決事項として提出することを報告し、確認を受ける。

1. 支部事業報告および収支決算に関すること
2. 支部事業計画および収支予算に関すること
3. 総会提案事項に関すること
4. その他の報告事項に関すること

(要項の改訂)

第5条 この要項は、支部理事会の決議により改訂できる。

付 則

1. この要項は、平成10年4月1日より発効する。
2. この要項は、平成10年6月19日の持ち回り部会理事会の承認により改訂し、同日より発効する。
3. この要項は、平成11年8月28日の部会理事会の承認により改訂し、同日より発行する。
4. この要項は、平成27年4月1日の支部理事会により改訂し、同日より発効する。

支部理事会運営要項

第1条 この要項は、運営細則第12条に定める支部理事会を円滑に運営することを目的に定める。

第2条 支部理事会は、支部長および副支部長、支部監事、支部理事をもって構成する。

2 支部理事会は、支部長が召集する。

3 支部理事会を構成する者の3分の1以上から開催要求があった場合、支部長は30日以内に支部理事会を召集しなければならない。

4 支部長が必要と認めた場合、支部理事会を構成する者以外の者の出席を求め、その意見などを聞くことができる。ただし、採決を行う場合の投票権はないものとする。

第3条 支部理事会の議長は、副支部長が輪番により務める。

第4条 支部理事会は、支部会務執行に関する事項および支部長が必要と認めた事項を議決する。

2 支部理事会における審議案件は、支部理事会開催の15日前までに支部事務局を経て、支部長に提出する。

3 支部理事会における報告事項は、支部理事会開催の15日前までに支部事務局を経て、支部長に提出する。

第5条 支部理事会は、構成する者の3分の2以上の出席をもって議事を開き、議決することができる。ただし、当該議事につきあらかじめ書面をもって意志表示した者は出席者とみなす。

2 支部理事会の採決は出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところとする。

(要項の改訂)

第6条 この要項は、支部理事会の議決により改訂できる。

付 則

1. この要項は、平成10年4月1日より発効する。

2. この要項は、平成10年6月19日の持ち回り部会理事会の承認により改訂し、同日より発効する。

3. この要項は、平成11年8月28日の部会理事会の承認により改訂し、平成13年4月1日より発効する。

4. この要項は、平成27年4月1日の支部理事会により改訂し、同日より発効する。

支部委員会業務要項

第1条 この要項は、支部業務を円滑に行うため、運営細則第13条第2項に基づき各委員会の構成および担務について定める。

(支部総務委員会)

第2条 支部総務委員会は、次の者で構成する。

1. 支部長
2. 副支部長
3. 庶務担当として選出された支部理事
4. 財務担当として選出された支部理事
5. 当該年度の支部開催委員長
6. 次年度の支部開催委員長
7. その他、支部長が必要と認めた者

2 委員長は、支部長をもって充てる。

第3条 支部総務委員会の担務は、次の事項とする。

1. 本部と中部支部の事務連絡事項に関すること。
 2. 支部事務管理および理事会ならびに各委員会に関すること。
 3. 渉外および企画ならびに支部運営に関すること。
 4. 支部年会に関すること。
 5. 庶務事項に関すること。
 6. 事務運営に関すること。
- 2 支部総務委員会は、支部事務を掌理し、すべての事務処理を統括する。
- 3 支部の事業計画案および事業報告書を作成し、所定の期日までに本部理事会に提出する。
- 4 支部財務委員会が作成する予算案および決算報告書ならびに監査報告書を、支部理事会に諮った上で所定の期日までに本部理事会に提出する。

(支部財務委員会)

第4条 支部財務委員会は、次の者で構成する。

1. 支部長
2. 総務を担当する副支部長
3. 財務担当として選出された支部理事

4. 庶務担当として選出された支部理事

2 委員長は、総務を担当する副支部長をもって充てる。

第5条 支部財務委員会の担務は、次の事項とする。

1. 支部会計の予算ならびに決算に関すること。
 2. 支部の財務監査に関すること。
- 2 支部財務委員会は、支部財資の健全な運営を行い、財務全般に関する統括管理を行う。
- (支部学術委員会)

第6条 支部学術委員会は、次の者で構成する。

1. 学術を担当する副支部長
 2. 研究会を担当する副支部長
 3. 各研究会の東海地域および北陸地域の代表世話人
 4. その他、支部長が必要と認めた者
- 2 委員長は、学術を担当する副支部長をもって充てる。

第7条 支部学術委員会の担務は、次の事項とする。

1. 学術研究および調査ならびに企画に関すること。
 2. 講演会やシンポジウムなどの学術企画および運営に関すること。
 3. 学術研究会の活動および運営管理に関すること。
 4. 学術交流に関すること。
- 2 支部学術委員会は、学術研究や調査および研究発表会事業の全般を企画し、運営を統括する。
- 3 各研究会は、次の事項に基づき活動するものとする。
1. 各研究会の代表世話人は、支部理事会が指名し、支部長が委嘱する。
 2. 各研究会には支部理事会で承認された額の助成金が支給される。
 3. 各研究会は、助成金の範囲内で事業を計画し、実施する。

4. 各研究会の事業に企業が参加する場合は、あらかじめ支部総務委員会の承認を得るものとする。
5. 各研究会の代表世話人は、年度毎に事業計画および事業報告を支部理事会に報告するとともに支部会誌に成果報告を行う。また、支部研究発表会あるいは研究会において報告する。

(支部編集委員会)

第8条 支部編集委員会は、次の者で構成する。

1. 編集を担当する副支部長
 2. 編集を担当する支部理事
 3. その他、支部長が必要と認めたる者
- 2 委員長は、編集を担当する副支部長をもって充てる。

第9条 支部編集委員会の担務は、次の事項とする。

1. 支部会誌の編集、刊行に関する事。
 2. 支部研究発表後抄録の編集に関する事。
 - ・支部研究発表会後の発行する抄録は、原則としてB5版刷り上がり2頁とする。
 - ・本部の編集委員会に提出する抄録は、400字以内とする。
 3. 支部事業の記録ならびに編集に関する事。
 4. 本部情報ならびに関連学会の情報の広報に関する事。
 5. 広報誌の編集に関する事。
 6. 支部ホームページの管理ならびに運用に関する事。
- 2 支部編集委員長は、支部雑誌の編集企画および刊行ならびに広報事業を統括する。

(支部開催委員会)

第10条 支部開催委員会は、次の者で構成する。

1. 支部理事会が指名する開催委員長
2. 開催委員長が指名する開催委員
 - 2 委員長および委員の任期は、支部研究発表会の開催を担当する年度のみとする。

第11条 支部開催委員会の担務は、次の事項と

する。

1. 支部研究発表会の企画ならびに運営に関する事。
2. その他、支部研究発表会に関する事。
- 2 支部開催委員長は、支部研究発表会の企画および運営ならび財務などの内容について、支部総務委員会および支部理事会に提案し、承認を得るものとする。
- 3 支部開催委員長は、支部研究発表会の参加者数および収支決算などについて、遅滞なく支部総務委員会および支部理事会に報告するものとする。
- 4 支部開催委員会は、支部理事会に前項の報告をした後に解散するものとする。

(要項の改訂)

第12条 この要項は、支部理事会の議決により改訂することができる。

付 則

1. この要項は、平成10年4月1日より発効する。
2. この要項は、平成10年6月19日の持ち回り部会理事会の承認により改訂し、同日より発効する。
3. この要項は、平成11年8月28日の部会理事会の承認により改訂し、平成13年4月1日より発効する。
4. この要項は、平成20年6月21日の部会理事会の承認により改訂し、同日より発効する。
5. この要項は、平成27年4月1日の支部理事会により改訂し、同日より発効する。
6. この要項は、平成28年6月4日の支部理事会により改訂し、同日より発効する。

支 部 表 彰 要 項

第1条 この要項は、中部支部（以下、支部）の目的達成に功績のあった者の表彰に関し必要な事項を定める。

第2条 表彰は功労賞、奨励賞とする。

2 功労賞は、支部運営に功績があった者を表彰するものとし、1人1回を原則とする。ただし、本部の功労賞表彰の対象となり得る者は除く。

3 奨励賞は、卒後15年未満の研究内容が優秀な支部会員個人または研究内容が優秀なグループを表彰するものとする。

第3条 表彰対象者またはグループの選考および審査は支部総務委員会の担務とし、支部理事会の承認を経て決定するものとする。

第4条 表彰は原則として、表彰状と副賞として功労賞は3万円相当、奨励賞は1万円相当を授与して行うものとする。

第5条 表彰は、支部年会にて行う。（要項の改訂）

第6条 この要項は、支部理事会の議決により改訂できる。

付 則

1. この要項は、平成10年4月1日より発効する。

2. この要項は、平成10年6月19日の持ち回り部会理事会の承認により改訂し、同日より発効する。

3. この要項は、平成11年8月28日の部会理事会の承認により改訂し、平成13年4月1日より発効する。

4. この要項は、平成20年6月21日の部会理事会の承認により改訂し、同日より発効する。

5. この要項は、平成26年3月1日の部会理事会の承認により改訂し、平成26年4月1日より発効する。

6. この要項は、平成27年4月1日の支部理事会により改訂し、同日より発効する。

7. この要項は、平成28年6月4日の支部理事会により改訂し、同日より発効する。

支部名誉会員および顧問推戴要項

第1条 支部運営細則第5条に基づき、支部の運営に関する諮問を行うことを目的に、名誉会員および顧問を若干名推戴することができる。

2 名誉会員および顧問は、支部総務委員会が支部理事会に推薦し、その承認を得て、支部長が委嘱する。

3 顧問の任期は、委嘱した支部長の任期と同じとする。

第2条 名誉会員および顧問は、支部長経験者もしくは支部の運営または活動に関して同等以上の功績があった支部正会員で、かつ年齢が65歳以上の者とする。

第3条 名誉会員および顧問の処遇は、次のとおりとする。

1. 支部会費を免除する。

2. 支部長の要請があった時、支部理事会に出席して意見を述べる。

3. 名誉会員および顧問の予算は、特には設けない。

(要項の改訂)

第4条 この要項は、支部理事会の議決により改訂できる。

付 則

1. この要項は、平成10年4月1日より発効する。

2. この要項は、平成10年6月19日の持ち回り部会理事会の承認により改訂し、同日より発効する。

3. この要項は、平成11年8月28日の部会理事会の承認により改訂し、平成13年4月1日より発効する。

4. この要項は、平成27年4月1日の支部理事会により改訂し、同日より発効する。

学術研究助成金への交付要項

第1条 本規定は、本会正会員が医用放射線技術学を研究のテーマにした学術研究活動の向上と普及を行うことを目的とした助成金事業である。

第2条 助成金対象者の選考基準について、本会正会員を継続して3年以上あること。

1. 申請者は、学術研究助成金申請書（様式第8号）または、国際研究集会発表における補助申請書（様式第5号）に必要事項を記入し、支部事務局に申請する。
2. 申請者が、本助成事業を初めて利用する者を優先する。
3. 日本放射線技術学会本部や他の学会等から同一研究テーマに対し、助成金を受けていないこと。
4. 原則、申請時の年齢が満40歳未満であることが望ましい。
5. 選考は、採択された内容を基に総務委員会で決定し理事会に報告する。

第3条 助成金支給の期間と助成金対象人数、申込期限について

1. 3月～翌年2月までを会計年度とする。
2. 原則3月～8月までの期間（前期）1名、9月～2月までの期間（後期）1名の計2名を基本とする。
3. 申込期限は、前期は1月末までに、後期は7月末までとする。

第4条 助成金支給額と支給方法について

1. 支給額は10万円/人とする。
2. 支給方法は本人指定の銀行口座等に振り込む。

第5条 助成金受給者の報告義務について

助成金は、対象研究課題の1年間の研究活動等に充当するものとして交付する。また、研究成果を本部または支部の学会誌に報告するか、または国際研究集会発表等で報告し、発表後すみやかに発表原稿等を支部事務局に提出すること。発表原稿等は、中部支部ホームページ等に掲載する。

第6条 その他

国際研究集会発表等で行う助成金受給者は、採択されたことを確認できるメール等と発表内容（和文）を添付して支部事務局へ提出すること。

附則

1. この要項は平成29年3月4日より施行する。